

陳情第 20 号 ひばりが丘公民館の分館存続に関する陳情（平成 27 年 8 月 21 日受理）

（ 委員会付託）

提出者 西東京市ひばりが丘 2-1-7-103 小沼純子

陳情事項

ひばりが丘公民館を現在の分館のまま存続してください。

陳情理由

2014 年 11 月 14 日と 11 月 30 日のひばりが丘公民館臨時利用者懇談会で、公民館から「今後、ひばりが丘公民館の分館長（正規職員）を柳沢公民館に引き揚げ、分室とし、嘱託職員のみを配置する。公民館の機能は残すし、サービスは低下させない」という説明がありました。そのとき、嘱託職員のごことは検討中という話がありましたが、嘱託職員では職責機能と勤務体制が異なると思われるから、分館長にかわることはできません。以下の理由により到底納得できません。

- 1 公民館は、一人一人の学習権を公的に保障するために、憲法・教育基本法・社会教育法に基づいて設置されている社会教育機関です。社会教育法では第 3 条（国及び地方公共団体の任務）には「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とあります。公民館の機能は、単なる部屋の貸し出しではありません。職員が市民と深く連携協力して運営する中で、市民・地域のニーズを的確に把握して主催事業や団体支援を行い、市民もまた、公民館の事業や運営に参画して、職員とともに学びを深めるという複雑で有機的な機能を有しています。
- 2 分館における分館長は、現在では分館唯一の正規職員として、市民と公民館をつなぐかなめの役割を担っています。これは、現に分館に配置されていて、日常から当該館を活用する市民と交流しているからこそ、このようなかかわりができるのだと、市民として実感しています。
- 3 公民館からは「たとえ分館長が引き揚げられても、公民館専門員が配置されているから問題はない」とも聞いています。しかし、公民館専門員は比較的短時間のみ勤務し、シフトを組んで配置される非正規職員です。このような職員だけで運営されることになると、職員間の連絡は難しく、利用者の対応に困難を生じることは容易に想像できることです。災害、危機管理対応の面からも不安です。
- 4 地域住民の切実な要望で、しかも市民による建設検討委員会方式で建設され

たのが、ひばりが丘公民館です。その前年 1987 年 4 月に開館した柳沢公民館の、市民による建設検討委員会方式が、当時教育委員会で大変評価され、ひばりが丘公民館にも採用されたのです。現在は、特にひばりが丘地域は、次々と新しいマンションが建設されるなど人口の増加が著しい地域であり、市民のニーズはますます高まっています。

若い世代の流入が多く見られる中、学習支援保育の事業等を通して、現に子育て支援機能を担い重要な役割を果たしています。高齢の世代にも、地域における交流をつくり出し、心身の健康維持に貢献しています。正規職員が配置され、公民館が単なる施設貸しだけでない高度な機能を発揮してこそ、このような役割が果たせます。

- 5 地域住民が自由に学び合い、交流し、地域づくりの主体を形成する拠点として設置されている公民館を発展させることこそが、西東京市全体を住みよい地域にするために必要です。

少子高齢化社会となった現在、地域の向上、子育て支援、子どもたちや青年の安全な居場所づくり、障害者の社会参加支援、高齢者の健康・生きがい・介護など生活にかかわる課題の解決、地域防災の拠点など、公民館の役割はたくさんあります。歴史的にも、私たち市民は、そのような役割を担う西東京市の公民館を誇りに思ってきたところです。合併前から、両市の公民館は、正規職員が配置されることで、70 年近くにわたり地域に多大な貢献をしてきました。

公民館が十分にその機能を果たし、市民が安心して活用できるよう、正規の職員としての分館長の配置をお願いいたします。そのために、標記のとおり、ひばりが丘公民館の分館存続をお願いいたします。